（事実の要旨）

被告人らは、被害者らに電話をかけ、その息子になりすますなどして、会社の金を横領したので補塡金が必要であるなどと嘘を言い金銭を詐取するに当たり、詐取金の帰属を仮装しようと企て、共謀の上、平成23年６月１日から同年11月15日までの間、前後45回にわたり、詐取金4,505万590円を被告人らが管理する普通預金口座等34口座に振込入金させて預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

なお、被告人らは、上記事実の一部又は全部に関与したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒310―8540　水戸市北見町１―１　水戸地方検察庁被害回復事務担当

電話番号　029―221―3288（専用ダイヤル）

9　その他

⑴　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（水戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

⑵　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

イ　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

⑶　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（水戸地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７８５号

札幌市西区福井８丁目21番21号

債務者　加藤　親子

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５５号

北海道石狩市親船東２条２丁目84番地

債務者　齋藤美恵子

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０号

北海道石狩市花川南３条４丁目95番地　コーポ大輝102号

債務者　大谷　雅己

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７１号

札幌市東区北33条東16丁目５番１―802号

債務者　八谷　智範

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３４号

札幌市東区北26条東７丁目１番14号　ホロニー西101号

債務者　山岸　百代

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３９号

札幌市北区太平３条３丁目２番26号　マリンコーポ33―101号

債務者　三上　忠一

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４０号

札幌市北区太平３条３丁目２番26号　マリンコーポ33―101号

債務者　三上　静子

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３号

青森県上北郡おいらせ町鶉久保山118番地15

債務者　二川目石明

1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２４号

青森県十和田市東二十二番町５番18号

債務者　大西惠美子

1　決定年月日時　平成26年４月28日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１６０号

埼玉県所沢市並木３丁目１番地11―905

債務者　布施　　甫

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０３号

相模原市中央区上溝４丁目９番55号　メゾンオノコ204

債務者　赤間　夏雄

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７７号

愛知県稲沢市下津町光明寺97、住民票上の住所愛知県一宮市小信中島字北東山55番地１　スペクトル尾西406号

債務者　福﨑　鉄心

1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部